【亡くなった人の不動産をそのままにしておくデメリット】

被相続人＝父
相続人＝配偶者・長男・二男
父が死亡後に相続登記を放置したまま、その後に長男が死亡してしまいました。

結果、遺産分割の当事者は
・被相続人の配偶者・亡長男の配偶者
・亡長男の長男（障害あり意思能力なし）・亡長男の二男・二男
合計５名となりました。
被相続人の配偶者と、亡長男の配偶者は不仲で、
亡長男の長男は意思能力がないため後見申立し、後見人の選任が必要となりました。
→この場合、ほぼ確実に法定相続分相当の代償金の支払いが必要となります。
人間的にも話合いが困難で、手続き的にも大変で裁判所が関与することとなりました。
現実の事例です。

司法書士法人かわすみ事務所

東三河で相続登記、遺言や生前贈与などの相続手続のお手伝いをさせていただいております。
当事務所は司法書士事務所です。

川澄立也先生

〒440-0864
豊橋市向山町字伝馬５番地１
Tel.0532-61-4533
www.sos-souzoku.net

NEW 教えて！！税理士さん

相続税の具体的な納税方法について

相続税の納税方法は次の通りです。

まず、被相続人の死亡後、相続人は財産を評価し、相続税の申告書を作成します。

申告期限は、被相続人の死亡から 10 ヶ月以内です。

納税額が確定したら、現金や預貯金、相続財産の売却などで準備し、指定の税務署に納付します。

納付方法は現金一括払いが基本ですが、納税資金が不足する場合、延納や物納といった方法も利用可能です。

専門家のアドバイスを受けると安心です。

税理士法人　中央会計社
代表社員　税理士

筒井彰英先生

〒440-0864
豊橋市南小池町 67 番地 3
Tel.0532-47-3533
www.chuo-tax.jp

想い出仕分け
終活のRiNTO

出張料・基本料金・お見積り
0円

お気軽にご相談ください。
0533-95-4425

年齢を重ねると自然とモノも増えてしまいます。子どもの独立、退職時など節目節目でモノのスリム化をしていればよいのですが、
どうしても思い出深いモノは手放しづらいですよね。
併せて歳を取ると腰も重くなり、捨てる・捨てないの判断も面倒になり、物が多くなっていく方が増える中でしっかりとお客様のライフスタイルに寄り添ってサポートしています。

亡くなってからのサポートはもちろんですが、最近は施設に入る前のモノのスリム化などのサポートも増えています。

Instagram
フォローお願いします

相続の学校

【内容】
・亡くなる前に出来る対策・出来ない対策
・亡くなった時の手続きの流れは？
・認知症になった時、出来る事・出来ない事
・遺言書の有無で天国と地獄！？

日　時：９月 28 日（土）
13：00～14：00
定　員：８名限定　参加費無料
場　所：くらし FP カフェ
（伊藤保険奥）

←お申込はコチラから↓
0120-037-540

※参加者にはエンディングノートプレゼント！

【まんてん～健康と美しさを鍛える秘密基地～】

※完全予約制

【まんてん】
オーナー兼トレーナー
伊藤ゆみ先生

ご予約はホームページ、又は QR コードから↓

夏こそ腸活がおすすめ！

腸活と聞くと、便秘や下痢が良くなるイメージを持たれる方がほとんどですが、実はそれだけではありません。

腸は「脳」と神経や血流を介してつながっており、互いに影響を与えあっていることが近年の研究によって明らかになっています。

腸を整えることは全身を健やかな状態に保つことにつながるので、お腹の不調を感じていない方にも、腸活はおすすめです。

ひとりひとり、丁寧にお手伝いします！

家族のための遺言書
今から少しづつ準備しませんか？

遺言なんて・・・まだ早い？

遺言書がない事によるトラブルが年々増えています。
大切な家族がずっと仲良く暮らしていけるように、しっかりと具体的な遺言を作っておきましょう。
まずはお気軽にご相談下さい。

遺言書はどうやって書けばいいの？

遺言書は方式に従って書く必要があります。
その方式は法律で決められていて、それ以外の方式で書いても、効果は認められないので注意が必要です。

遺言書がないと自由に決められない！

遺言書がないと、いったん相続人の「共有所有」ということになります。
そうなると相続人同士が配分を決めるまでは、管理したり処分したりすることもできず、これが揉める原因になります。

遺言書、自分で書いても大丈夫？

資産価値の調査だけでも自分でやるのは大変です。もし自分で書いて法的不備があった場合無効になることも…

そんな不安を抱える前に専門家に任せましょう。

相続の手続きは思いのほか大変な作業です。
残された家族の負担は、遺言書を作成することで軽くすることができます。
早めに専門家と相談して、計画的に解決していきましょう。

司法書士法人かわすみ事務所

☎ 0532-61-4533

代表司法書士　川澄 立也

かわすみ事務所

〒440-0864　豊橋市向山町字伝馬5番地1

HP：http://www.sos-souzoku.net/

健康・お金・終活・相続
つつじシニアライフ新聞
第21号
2024年8月発行

【相続した空き家を放置した場合のデメリット】

相続した空き家を放置することにはいくつかのデメリットがあります。以下に詳しく説明します。

1. 固定資産税が発生し続ける：空き家でも固定資産税は毎年課税されます。
   特に「特定空き家」として指定される場合、税金が増加する可能性があります。
2. 劣化が進み不動産価値が下がる：適切な管理や修繕が行われない空き家は急激に劣化します。
   放置期間が長くなるほど不動産価値が低下します。
3. 近隣物件への資産価値の影響：老朽化した空き家は周辺の景観を損ないます。
   近隣住民の資産価値にも影響を及ぼす可能性があります。
4. 倒壊・不審火・犯罪のリスク：空き家は倒壊や不審火のリスクが高まります。
   近年、テレビでも取り上げられている問題です。
5. 自治体から特定空き家等に認定される可能性：特定空き家に指定されると、
   税金が増加し、改善命令を受ける可能性があります。

相続した空き家を有効活用する方法として、売却、貸家への改築、解体して更地にする、自身が住むなどがあります。遺産分割協議の上、早めの対処がお勧めです。

≪　地元のおすすめ　小島梨　≫

　この時期の果物と言えばシャキシャキとした歯ごたえと、みずみずしい果肉がさわやかな「梨」。ほのかに甘いたっぷりの果汁が、夏の暑さに疲れた体を癒してくれる果物です。
豊橋では明治末頃から栽培されているそうです。

　私は４年程前から農家さんで直接購入しています。
時間のある時は１時間ぐらい、農家の方とおいしさの秘密を話し込んでいる事もあります。
① 赤土で育てられている所が強みであり甘みの元になっているそうです。
② 肥料のあげ方や枝の剪定などでも味に影響するとの事でした。
③ 食べるときは色が赤くなってきた物から食べると甘みが強い

　色々な種類を買って食べ比べていますが、自分のおススメは『かおり』という梨です。色は青りんごに近い色で、大きさは新高に近い感じです。
　幸水と新高を掛け合わせた品種だそうです。あまり出回らない稀少な梨です。是非一度ご賞味下さい。

選ぶポイントは！

さとうちょう新聞店
店主
鈴木伸介
☎ 63-2537

0120-037-540
月～土　AM9:00～PM6：00【担当／伊藤・横田】

～相続・終活の
ご相談は伊藤保険まで～
伊藤保険　豊橋